

財務省告示第二百二十八号
省令第三十号（第五十条第十項の規定に基づき、平成十七年五月三十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）
平成十七年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第七十

二 発行の根拠 国債整理基金特別会計法（明治

三十九年法律第六号）第五条第

一項

三 法律及びその 社債等の振替に関する法律（平

用振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

等 用を替法」という。）の規定の適

四 発行方法 用を受けけるものとし、その振替

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札発行と同時に「価格競争入

札」という。）の価格競争入札

発行（以下「価格競争入札」とい

う。）の価格競争入札発行（以下

「価格競争入札」という。）の

価格競争入札発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札発行（以下「価格競争入札

発行」という。）の価格競争入札

発行（以下「価格競争入札」とい

う。）の価格競争入札発行（以下

「価格競争入札」という。）の

価格競争入札発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札発行（以下「価格競争入札

発行」という。）の価格競争入札

発行（以下「価格競争入札」とい

う。）の価格競争入札発行（以下

「価格競争入札」という。）の

価格競争入札発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札発行（以下「価格競争入札

発行」という。）の価格競争入札

発行（以下「価格競争入札」とい

五 募入決定の

発行「と」という。）の価格競争入札

むものとする。

$$\frac{\text{償還金額} \times 2.0}{100} \times \frac{71}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合又は、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{償還金額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十九	十八	十七	十六	十五	十四
入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限	第二期利子
財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額	平成十七年三月二十日	利子を支払う。	て、その日以前六月間に属する
		額	平成十七年三月二十日	を、その日以前六月間に属する	を、その日以前六月間に属する
		額	平成十七年三月二十日	を、その日以前六月間に属する	を、その日以前六月間に属する

二十

者

弘
込
期
日

平
成
十
七
年
五
月
三
十
日